

【1. 金融機関に申込み】 以下の必要書類を金融機関に提出後、金融機関が融資審査を行う。

創業計画書（税務申告の状況による）

資金名	税務申告	創業計画書	様式	備考
アーリーステージ対応資金	1期以上	省略可	第7号様式	計画書作成については、 相談利用も検討する。
女性・若者・シニア起業家支援資金	1期末終了	必須		
スタートアップ創出促進資金	—		第8号様式	

共通（個人事業主・法人）

必須	No	書類名
	1	<input type="checkbox"/> 設備資金等の見積書【写し】（融資申込人宛のもの。法人の場合は法人宛）
	2	<input type="checkbox"/> 許認可証・登録証・国家資格を証する書面【写し】
	3	<input type="checkbox"/> 開業届・設立届【写し】 ※既に開業している場合
	4	<input type="checkbox"/> 借入金明細書 ※現在返済中のものがある場合
	5	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し等自己資金として認められる書類
	6	<input type="checkbox"/> 資金繰り表、運転資金の説明資料（算出根拠等）
	7	<input type="checkbox"/> 不動産の賃貸（仮）契約書【写し】
	8	<input type="checkbox"/> その他 ※土地家屋登記簿謄本、関係法人の確定申告書等を追加提出いただく場合があります。

個人事業主の場合

必須	No	書類名
◎	1	<input type="checkbox"/> 住民票 ※マイナンバー（個人番号）と本籍の記載がある場合、塗りつぶしをしたもの（外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書【表裏写し】）
◎	2	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
◎	3	<input type="checkbox"/> 住民税の納付が確認できる次の資料のうちいずれか（「住民税納税証明書」、「領収証書」、「e L T A X」若しくは「地方税お支払いサイト」内の納付済がわかる画面、納税通知書に記載されている納税金額の引き落としが確認できる通帳の写し又は取引明細書） ※写し可
◎	4	<input type="checkbox"/> 確定申告書【写し】
	5	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳記載事項証明書又は固定資産税納税通知書【写し】

法人の場合

必須	No	書類名
◎	1	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（分社化の場合は、出資する側の法人分も必要）
◎	2	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書
◎	3	<input type="checkbox"/> 定款、財産目録
	4	<input type="checkbox"/> 住民税の納付が確認できる次の資料のうちいずれか（「法人住民税納税証明書」、「領収証書」、「e L T A X」若しくは「地方税お支払いサイト」内の納付済がわかる画面） ※写し可
	5	<input type="checkbox"/> 確定申告書（決算書）【写し】 ※税務申告が終了している場合
	6	<input type="checkbox"/> 試算表
	7	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳記載事項証明書又は固定資産税納税通知書【写し】

アーリーステージ対応資金（第31条 融資対象者(1)ア・イ）の場合…連帯保証人（代表者）資料を添付

必須	No	書類名
◎	1	<input type="checkbox"/> 住民票 ※マイナンバー（個人番号）と本籍の記載がある場合は、塗りつぶしをしたもの（外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書【表裏写し】）
◎	2	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
◎	3	<input type="checkbox"/> 住民税の納付が確認できる次の資料のうちいずれか（「住民税納税証明書」、「領収証書」、「e L T A X」若しくは「地方税お支払いサイト」内の納付済がわかる画面、納税通知書に記載されている納税金額の引き落としが確認できる通帳の写し又は取引明細書） ※写し可
◎	4	<input type="checkbox"/> 確定申告書【写し】
	5	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳記載事項証明書又は固定資産税納税通知書【写し】

スタートアップ創出促進資金（第31条 融資対象者(2)）…保証申込受付時点で税務申告1期末終了の場合に添付

必須	No	書類名
	1	<input type="checkbox"/> 創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを確認できるもの ※保証申込受付時点で税務申告1期末終了の場合

注1) 「◎」が記載の資料：必ず御提出ください。 ◎以外の資料：お持ちの場合は御提出ください。

注2) 添付資料を審査以外の目的で使用することは一切ありません。

## 【2. 保証協会に保証委託の申込み】

- ①申込者は、金融機関に「保証委託申込書」等を提出
- ②金融機関は、川崎市信用保証協会（以下、「保証協会」という。）に必要書類及び「保証委託申込書」を提出
- ③保証協会から申込者に現地調査の日程調整の連絡・日程決定
- ④保証協会が申込者立ち合いの下、現地調査を実施

## 【3. 保証協会による保証審査・結果連絡】

- ①保証協会による保証審査（審査の結果、御希望に添えない場合があります。）
- ②保証協会が金融機関に保証審査結果を連絡、金融機関を通じて申込者に審査結果を連絡

## 【4. 金融機関による融資実行】